（別添）

時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）

○○運輸株式会社代表取締役○○○○（以下「甲」という。）と○○運輸労働組合執行委員長○○○○（○○運輸株式会社労働者代表○○○○）は、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週 40 時間、1日 8 時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日 8 時間、1週 40 時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週 1 日又は 4 週 4 日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第１条　甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第２条　甲は、就業規則第○○条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数（満 18 歳以上の者）	延長することができる時間				期　間
				1　日	1日を超える一定の期間（起算日）			
					2　週（　月　日）	1 箇月（　月　日）	1　年（　月　日）	
①　下記②に該当しない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者	20	5	24	50	450	令和○年 4 月 1 日から令和○年 3 月 31 日まで
		荷役作業員	2	4		45	360	
		自動車整備士	2	4		45	360	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	2	4		45	300	
②　1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者	10	5	24	48	400	令和○年 4 月 1 日から令和○年 3 月 31 日まで
		荷役作業員	2	3		42	320	
		自動車整備士	2	3		42	320	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	2	3		40	280	

２　自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める 1 箇月についての拘束時間及び 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第３条　甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

<table>
<tr><th>休日労働をさせる必要のある具体的事由</th><th>業務の種　類</th><th>従事する労働者数（満 18 歳以上の者）</th><th>労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">需要の季節的な増大に対処するため</td><td>自動車運転者</td><td>36</td><td>・法定休日のうち、2 週を通じ 1 回
・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。</td><td rowspan="2">令和〇年 4 月 1 日から
令和〇年 3 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td>荷 役
作業員</td><td>6</td><td rowspan="3">・法定休日のうち、4 週を通じ 2 回
・始業時刻　午前 8 時
・終業時刻　午後 5 時</td></tr>
<tr><td>自動車整備士</td><td>6</td><td rowspan="2">令和〇年 4 月 1 日から
令和〇年 3 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td>毎月の精算事務のため</td><td>経 理
事務員</td><td>6</td></tr>
</table>

２　自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める１箇月についての拘束時間及び１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第４条　前２条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第５条　甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2 日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第６条　第２条の表における 2 週、1 箇月及び 1 年の起算日並びに第３条の表における 2 週及び 4 週の起算日はいずれも令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

２　本協定の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社名　　〇〇運輸株式会社

代表取締役　　〇〇〇〇　　印

従業員代表　　〇〇〇〇　　印